

社会の期待に応える 「強い公認会計士」を目指して

奥山章雄 氏 日本公認会計士協会会長

公認会計士を取り巻く環境が大きく変化しつつある。さまざまな懸案事項のうち、特に公会計における公認会計士の役割、および企業会計における国際的なハーモナイゼーションの在り方を中心に日本公認会計士協会会長・奥山章雄氏にお話をうかがった。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

社会のインフラとしての会計

反町 アメリカでは粉飾決算事件が相次ぎ、日本国内では公的部門の会計監査への期待が高まるなど公認会計士を取り巻く環境が大きく揺れ動き、変化しています。そのような中、奥山会長は昨年7月、日本公認会計士協会(以下、協会)会長に就任されて以来、「強い公認会計士」という表現を用いて改革に取り組まれています。国民の一人と

して心強く感じておりました。

奥山 「強い」という言葉は、社会の期待に十分に込められる公認会計士という意味で用いたものです。かつて公認会計士というのは特殊な存在と見られていたのではないかと思います。一般にはあまり関係ない専門的な仕事で、関わる人も、会社で言えば、経理部や財務部といった一部だけだと。

しかし昨今、会計は実は企業の経営全体に大きな影響を及ぼすものであり、そればかりか、国や自治体にさえ大きな影響を与え得るものだということが広く認知されるようになってきています。それに伴って社会の期待も高まっ

ています。その期待に、制度的にも資質的にもきちんと込められる。加えて、行動は職業倫理に基づいており、かつ前向きであるというのが、私の言うところの「強い公認会計士」です。

反町 おっしゃる通り、社会のさまざまな領域で公認会計士への期待が高まっています。例えば財政状況の悪化から、税金の使われ方は今や国民的関心事ですが、効率的な行政を実現するための有効なツールとして公会計が期待されています。官民の中間的な形態である独立行政法人についても、きちんとチェックしていこうということになっていますね。

奥山 独立行政法人には既に会計基準もあれば、監査基準もあり、監査報告書もこう書きなさいというひな型が存在するのですが、今、それを見直している最中です。各独立行政法人は各々細則



をつくっており、順次スタートする予定で、ここ1、2年のうちに出揃ってくると思います。そして各省庁に評価委員会を設置して、独立行政法人がきちんと機能しているか、監査報告書や決算書を見ながらチェックしようということです。まだ特殊法人の多くは独立行政法人化していませんが。

反町 しかし今秋の臨時国会に、かなりの数の法案が提出されています。

奥山 さらに、公益法人や独立行政法人にとどまらず、国や自治体にも、企業会計的な手法を取り入れ、バランスシートや行政コスト計算書を整えようという動きが出ています。

反町 望ましい動きですが、国や自治体ごとに会計基準が異なるのではなく、モノサシを統一する必要があるのではないのでしょうか。

奥山 確かに省庁ごとに違えば、国と自治体でも違いますし、特殊法人もそれぞれ違います。公会計基準は各省庁が別々につくるのではなく、統一した基準を整備するのは望ましく、それを検討する機関の創設が求められると思います。

反町 協会としては公会計原則の試案をつくられて参考に供していらっしゃるね。

奥山 各省庁のバランスシートづくり、あるいは公会計基準づくりにもかなり参加しています。

反町 小泉内閣は特殊法人の改革、公益法人の整理などに精力的に取り組んでいます。効率性とか経済性を追及するといっても、肝心のモノサシが異なれば、比較検討ができません。モノサシを同じにすることが、効率性・経済性の

追及の前提条件です。

奥山 改革の政策をどう立てるかには政府の役目であり、国会の役目ですが、まずしっかりと数字が出るのが前提ですね。

反町 外国では、ニュージーランド・イギリス・カナダ、2001年からはアメリカの州レベルで発生主義・複式簿記が導入されていると聞いています。そういう意味でまさに公会計は欠くことのできない国・自治体のインフラであり、協会としても国に積極的に働きかけるなど公会計の普及にご尽力いただきたいと思います。

奥山 努力したいと思います。

反町 既存の公会計分野のチェック機関である会計検査院との役割分担はどのようなかたちが望ましいと考えていらっしゃいますか？

奥山 私としては、公認会計士は基準通りに会計処理をしているかを見て、会計検査院には効率性や能率性を見ていただくような分担を考えています。

反町 会計検査院は、業務を監査法人にアウトソーシングすることも大事なでしょうが、自ら公認会計士を採用してもいいのではないのでしょうか。今やさまざまな官庁が公認会計士を期限付任官で採用するようになってきているわけですから。

奥山 協会の方にも、官庁から応えきれないほど多数の要望が寄せられています。

公認会計士の増員と試験の在り方

反町 官公庁のみならず、企業の内部にも、もっと多くの公認会計士が必要で

はないでしょうか。

奥山 そのように思います。現在、これだけ難しい会計基準が入ってきているわけで、企業経営上、社内にも会計がきちんと分かる専門家が必要ですし、日本でもCFO(最高財務責任者)を意識した人材育成が求められることから公認会計士を積極的に採用していただきたいと思います。

反町 会計が企業の命運を分ける時代ということでしょうか。

奥山 日本の経営者の多くの方は、経営における会計の重要性に気付かれています。ただ自分の言うことを聞く自前の経理の方が使いやすいという発想の方がいらっしゃるかもしれません。平たい言い方をしますと、会計担当者について「命令すれば何とかなる」とか「単なる後始末」といった認識では困るということです。

反町 官民を問わず各分野で公認会計士が求められる中、金融庁は企業監査制度の強化のため、試験制度を見直して、公認会計士の大幅な増員の方針を固めたとされます。将来は現在の4倍の6万人体制を視野に入れているようです。

奥山 私としても増員の必要性は強く感じています。

反町 増員については、試験の見直しということもあるでしょうが、その他、既に各種法人で経理を担当し、実務に精通している人たちを積極的に公認会計士にしていったらどうかだと思います。ただ現在の資格試験では、実務家が合格するには難しすぎると考えられます。現行の試験では、簿記とか原価計算とか計算



科目はかなりのトレーニングを要しますが、ほとんどの実務家はそれだけの時間を確保できないでしょう。企業の実務に照らしますと、公認会計士の試験も、簿記と原価計算はもっと易くして、むしろ民法・商法・独占禁止法や証券取引法などを取り入れた方がいいのではないのでしょうか。

奥山 簿記に関しては、なぜ試験に合格するために複雑な仕分けを勉強しなければならないのか、という疑問を持たれることは理解できますが、原価計算については、私としてはたとえ易くても、試験には必要不可欠だと考えています。それが会計を知っているか、知らないかの最大に分かれ目になるからです。原価計算は言い換えればコスト計算で、モノやサービスの価格を決定するもどですし、言うまでもなくコスト管理も経営上き

わめて重要な要素で、会計に携わる人間は、どうしてもコストについて理解する必要があります。基本的な理論はきちんと把握する必要があります。

反町 原価計算が分からなければ、企業活動の基本・マネジメントが分からないことになるのはご指摘の通りだと思います。

奥山 会計の中心であるコストのことをよく理解することは必要ですが、そこさえ押さえれば、基本的に資格試験の問題は易くしてもよいかもしれません。

米国企業会計改革法

反町 企業の分野に限っても、公認会計士の仕事は会計業務、税務業務、コンサルティング、M&Aと多岐にわたるようになっていますが、最近のアメリカの不

正経理事件の際、監査と他の業務を同時に行うことについて議論がありました。奥山会長は公認会計士法改正の検討を今年度の重点課題とされていますが、業務の範囲については法改正で何か変わるのでしょうか？

奥山 公認会計士法改正では変わらないと思います。業務については、むしろ実績を含んだ表現にしていきたいとお願ひしているところです。

問題になっているのは、監査をしている会社に、どこまでコンサルティングしていいのかという独立性のことです。

反町 税理士法の改正を受けて各監査法人は税理士法人をつくって分離しましたね。

奥山 コンサルティング部門は既に分離しています。

反町 別組織だから、疑義の持ちようがないということでしょうか。

奥山 とはいえ、監査をしていく中で、本格的なコンサルティングではなくとも、監査の延長のようなもので、ここが悪いから直してくれというようなことはままあるわけです。

反町 そのような付随的な指導であれば、特に問題ないと思いますが。

奥山 そう思います。そうでなければ、医師が「ここが悪い。治療は他の病院を探してください」と言うようなものですから。

反町 会計事務所そのものの独立性ということですが、アメリカではエンロンやワールドコムなど一連の不正経理事件を受けて成立した米国企業会計改革法（資料参照）の内容を見ますと、企業自体の経理処理に信を置いていないと申

資料 米国企業会計改革法の概要

正式名：Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002
通称：Sarbanes-Oxley Act of 2002
(2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

1. 監査法人の独立性の確保

監査を行っている企業に対してコンサルティング業務を提供することを原則として禁止
(ただし、税務業務など一部業務については、監査委員会の事前承認を条件に認める)
会計士が同一企業の監査を5年以上行うことを禁止
当該監査法人の出身者が経営陣となっている企業の監査を行うことを1年間禁止

2. 監査法人の監視体制強化

監査法人の監視体制強化のための機関(PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)の設置
[権限等]

・ 公開会社の監査を行う監査法人に対する登録の義務づけ、監査基準・倫理規則等の策定、懲戒処分等の執行、大手監査法人に対しては年1回、その他に対しては3年に1回の調査の実施、資本市場における資金調達額に応じて公開会社から運営資金を徴収。

3. 企業責任の強化

経営陣に対する罰則の強化

不正行為を働いた企業幹部が他社の幹部に就くことについて、SECによる禁止命令を可能に

公開会社による自社幹部への融資の禁止

従業員が年金基金で保有する自社株の売買を禁止されている期間に、自社株を売買することを経営陣に対して禁止

損害を被った投資家への補償のための基金設立、内部告発者の保護、ディスクロージャーの確保等

4. その他

SECの予算・人員を拡充、ルール策定・調査を要求

外国監査法人であっても、米国で公開している企業の監査を行っている場合には、本法を適用

米国市場における証券の発行者にも本法を適用

出所：第13回金融審議会総会・第3回金融分科会合同会合資料より抜粋(2002年9月9日)

しますか、連邦政府がかなり介入するようですね。

奥山 米国企業会計改革法はきわめて短期間につくられたわけですが、当初、エンロン事件は特殊なケースだと見ていたところ、同じ会計事務所が監査しているワールドコムでも不正が問題になったため、会計士は何をしているのかと、議会に火がついたわけです。「怒りの法案」と言っているでしょう。

反町 アメリカ企業だけでなく、アメリカの市場に上場している外国の会社や、それを監査する会計事務所にも適用されるとのことですが。

奥山 アメリカの資本市場を守るという強い決意の表れです。わが国の資本市場で活動するなら、どこの企業だろうと一網打尽にすると。もともとの立法趣旨としては、域外適用の規定がないと、規制の緩い国にすぐに本社を動かしてしまうような悪意の企業が念頭にあったようなのですが、結果的には日本まで適用になってしまったという印象です。

反町 「怒りの法案」の矛先が日本にも向かってきたということでしょうか。

奥山 今回、SEC(米国証券取引委員会)の監督下に、監査法人の監督体制強化のための機関のPCAOB(Public Company Accounting Oversight Board、上場企業会計監視委員会)という独立監視機関が創設されましたが、アメリカで株式を公開している会社の監査を行う監査法人は、そこに登録することが義務付けられています。日本側としては、日本できちんとやるから域外適用を除外してほしいと、アメリカに対し主張しているところです。具体的には、日本経団連は会



社の責任を規定した302条項について、われわれは監査事務所の登録を義務付ける106条項について、域外適用の問題だと主張しています。

反町 本来の法律の狙いが別のところにあるのであれば、向こうも譲歩するのでは?

奥山 ところが、そうは簡単にいかないのです。あちらはよい制度だと信じているわけです。向こうとしては、すでに法律をつくってしまったから除外はできない、日本がアメリカと同程度のチェックをしているという質的な同一性があれば適用が除外されるという除外規定があるので、それを使ってくれと。そこで、質的同一性を理解してもらおうべく交渉しているところです。

監査基準改訂のポイント

反町 国際的ハーモナイゼーションにつ

いておうかがいします。日本では、今年1月に監査基準の全面改訂が公表されましたが、今後、国内の基準はいっそう国際会計基準(IAS)などと協調したものになっていくのでしょうか?

奥山 やはり資本市場がこれだけボーダーレス化して、株主が相互乗り入れしたり、製品市場も自由化している以上、経済活動の国際化に合わせて会計基準や監査基準を世界的に一歩化していくのは必然的な流れと言えるでしょう。そのような状況を受けて、監査基準を国際的な水準にしようということで、今年1月に全面改定したわけです。

反町 改訂のポイントをご説明ください。

奥山 目玉は二つあります。一つは経営者の不正に対する対応の強化です。アメリカで起きたエンロンやワールドコムにしてもそうですが、昨今の粉飾決算を見ますと、経営者の不正によるケース、つまり自らの地位保全であるとか、強引な

手法を覆い隠すことを目的として見せかけの利益を捏造するようなケースが多いわけです。そこで今回の全面改訂では、その防止を目的として監査上の追及を厳しくすることを盛り込みました。

反町 具体的な手法としては？

奥山 経営計画や内部統制などについて監査人が経営者とディスカッションすることを明確に謳いました。これだけ経営環境が激変していますから、過去の財務情報だけで判断するのではなく、経営者がどういう哲学を持ち、どのような方向を目指して努力しているのか、ディスカッションという手法で、材料を補強して監査に活かそうということです。

反町 オーディットの立場から、単に帳簿上の数字だけでなく経営者の行動も判断材料にして、適正な判断を監査するということですね。

奥山 その際の態度として「職業的懐疑心」という言葉を使っています。これは単純に疑えという意味とは違います。

反町 信じるには職業人としての合理的な根拠が必要であると。

奥山 改訂のもう一つのポイントは、われわれは「ゴーイング・コンサーン条項」と言っているものですが、その会社が継続していけるか、その前提を確かめようという条項を新設しました。これだけ経済が不安定になって、会社がいつ倒れるか分からない時代ですから、企業継続の前提を十分確認すべきだということから盛り込みました。監査人は経営者の不正が虚偽記載につながっていないか、企業が存続する前提が満たされているか見定めなければなりません。売上が急減したり、重要な得意先を失ったり、巨額な資産が不良化したりといったことがあれば、当然マーケットは、この会社は存続できるのだろうかという疑いを持つわけです。そのような状況のとき、当該企業に、こうして継続していくという計画を練ってもらおうというものです。

反町 それは投資家や利害関係人にとつ

て、最も知りたい情報ですね。

奥山 来年の3月期から、会社の経営がおかしな状況になったと判断されるとき、それについてどう考えるか、今後どうやって改善していくのかという計画まで含めて有価証券報告書に記載することになります。記載が必要な状況にありながら書いてなければ、われわれ公認会計士がなぜ書いていないのか指摘するという仕組みです。

反町 そのような会計情報は、今のような日本の経済状況の下では必要ですね。これによってマーケットの誤解やあらぬうわさや動揺も防げますでしょうし、企業にとっても助かります。

奥山 逆に言えば、それを押さえないまま担当する会社が倒れてしまったら、監査人も責任を問われます。

反町 協会では厳格な監査体制を目的とする品質管理レビュー制度¹のほか、今年4月から継続的専門研修制度(CPE)を義務化されていますが、激動の企業環境に対応するには公認会計士は相当の自己研鑽が求められるということですね。

奥山 今年から年間40単位の研修を義務付けています。いろいろな制度の改革もあり、新しい基準もできていますから、新たな知識を身に付けるということももちろん必要ですが、何より重要なのは独立性を中心とした倫理です。最近起きたフットワークエクスプレスのケース²にしても、テクニックの問題ではなく、まさに倫理の問題なわけです。

企業会計基準委員会

反町 企業会計における今後の課題に



1 品質管理レビュー制度：監査の品質管理状況をレビューし、必要に応じて勧告と当該勧告に対する改善状況の報告を受けることにより、公認会計士による監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することが目的。
2 フットワークエクスプレス事件：関与社員が、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとしてそのまま監査法人の意見として監査証明を行った事件。

ついてうかがいたいと思います。

奥山 減損会計も基準は決まって、実務指針は企業会計基準委員会で設定しますから、これは早いと思います。あとは「合併会計」と言われる企業結合会計で、これが決まれば、海外が先行した基準は一通り整います。国際的に遜色ない仕組みになるわけですが、安閑とはしてはいられません。会計基準は経済の変化とともに常に変えていくべきものですから。

反町 わが国の会計基準を検討する主体として企業会計基準委員会が立ち上がりましたが、今後、そちらが制度設計の主体となるわけですね。

奥山 従来、会計基準の策定は企業会計審議会で、ボランティアベースで行われてきましたが、関係者の努力によって昨年8月、民間の常設の機関として設立されました。日本経団連や当協会などが協力して設立した財団法人財務会計基準機構を母体として立ち上げた組織で、東京大学教授の斉藤静樹さんに委員長をお願いしており、そこに優秀な常駐の委員、研究員が結集しています。

反町 日本も成熟した経済大国ですから、会計分野においても国際社会に占める日本の地位にふさわしい積極的な活躍を期待したいと思います。

奥山 そのためには、立ち上がったばかりの企業会計基準委員会を充実強化して、対外的にもアピールできるような強力な組織に育てることが大切です。協会としても全面的に支援していく所存ですが、どうしても公開企業の協力が不可欠で、そこをお願いしていきたいと思っています。年会費は一口20万円ですが、日

本の公開企業約3,500社のうち、現在のところご協力いただいているのは3分の1ほどです。

反町 日本の企業経営者も国際会計の重要性を理解した上で、企業会計基準委員会を支えるのはもちろん、現場からの意見を表明するなど、日本発の会計基準を、他国に先駆けて積極的に提言していく姿勢が求められる時代かもしれませんね。

奥山 経営者の方々には、企業会計基準委員会を日本発信の会計基準を打ち出せるような組織にするためぜひご支援していただきたい。そうでなければ、日本はいつまでも海外で決まった基準を後追いするばかりです。

反町 日本としてイニシアティブをとるといことでは、ぜひご検討いただきたいのが知的財産会計です。「知財立国」というスローガンもあるほどで、これからの日本にはきわめて重要なテーマであるはずで

奥山 なるほど。

反町 法律は知的財産の輪郭・担保、譲渡や要件を決め、弁理士と特許庁により、その申請手続きなどは、かなり整備されていますが、会計実務の面では遅れているようです。知的財産は帳簿に記帳して初めて、企業にとっての財産です。法的財産と会計的財産の間にはギャップがあります。世界的にも会計上の知的財産の認知は遅れているのではないかと思います。知財で活路を切り拓く日本こそ、率先して基準をつくっていただければと思います。

奥山 先日、日本弁理士会の会長がお見えになって、一緒に勉強を始めようと

いうことになっていますから、ご期待に添えるようにしていきたいと思います。

反町 北陸先端科学技術大学院大学の野中郁次郎教授が、壮大な知的経営の体系、「知識経営学」の構想を練っていらっしゃいますが、日本企業は形式知や暗黙知を含めて膨大な知財を蓄積しています。それを経営資源に活かしていくことは、日本国の命運を左右しかねない重要な課題です。協会として、世界に先んじて会計の中に知財を根づかせるといテーマに取り組んでいただきたいと思います。

内外に難問が山積ですが、奥山会長には「強い日本公認会計士協会会長」として、存分にリーダーシップを発揮されることを期待しております。本日はご多忙のところ誠にありがとうございました。

日本公認会計士協会会長 / 公認会計士

奥山 章雄(おくやま あきお)

1944年生まれ。1967年早稲田大学第一商学部卒業。1968年監査法人中央会計事務所入所。1971年公認会計士登録。1977年同監査法人社員就任。1983年同監査法人(現中央青山監査法人)代表社員就任、現在に至る。1987年～1988年東京大学経済学部非常勤講師。日本公認会計士協会常務理事、副会長を経て、2001年より同協会会長(現任)。現在、生命保険契約者保護機構運営委員会委員、金融庁公認会計士審査会委員、金融庁企業会計審議会委員、金融庁金融審議会臨時委員、法制審議会臨時委員、金融庁顧問(金融分野緊急対応戦略プロジェクトチーム)を務める。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

日本産業のインフラを構築する
会計制度改革